

大阪湾圏域広域処理場整備基本計画について

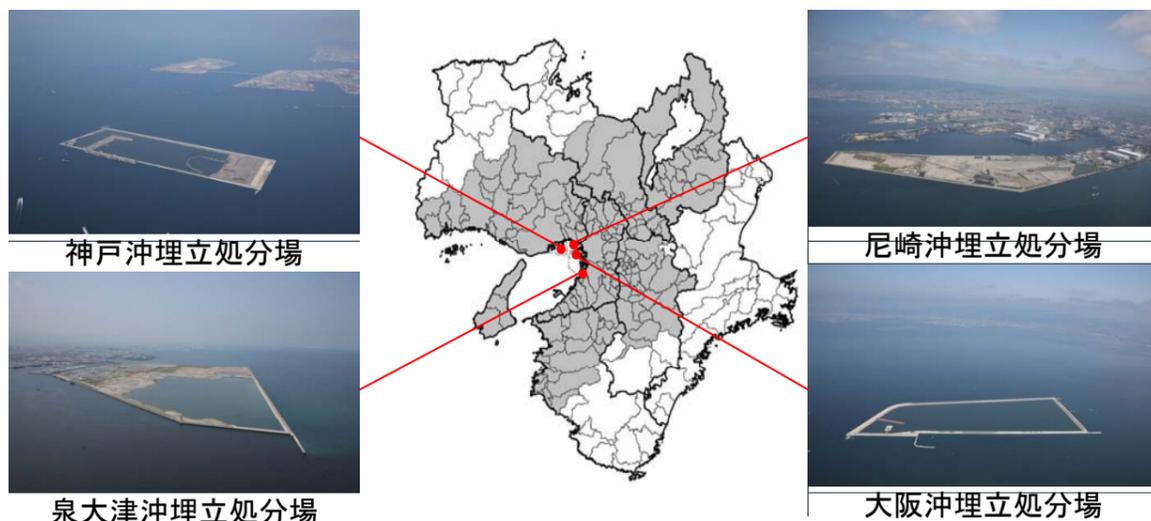
平成22年3月9日
交通政策審議会
第37回港湾分科会
資料3

広域処理場整備事業（大阪湾フェニックス計画）の目的

廃棄物の海面埋立による適正な処理

埋立造成による港湾の秩序ある整備

近畿2府4県168市町村（平成22年3月21日時点）の廃棄物を4つの海面処分場で受け入れている。



基本計画のこれまでの経緯

- 昭和56年12月「広域臨海環境整備センター法」の施行
- 昭和57年3月「大阪湾広域臨海環境整備センター」の設立
- 昭和60年12月基本計画認可（泉大津沖、尼崎沖）
- 平成2年1月 廃棄物の受け入れ開始
- 平成9年3月 基本計画変更認可（神戸沖、区域追加）
- 平成12年3月 基本計画変更認可（大阪沖）
- 平成13年11月基本計画変更認可（区域追加）
- 平成18年3月 基本計画変更認可（廃棄物の種類及び量、土地利用形態、区域追加）

基本計画変更内容

・ 廃棄物の種類及び量の変更

- ・ 大阪沖埋立処分場の受け入れ開始時期の遅れに伴い、大阪沖埋立処分場と神戸沖埋立処分場の間で調整
- ・ 浚渫土砂の受入量が減少傾向にある一方、公共工事から発生する陸上残土の受け入れが発生していることから、尼崎沖埋立処分場の陸上残土と浚渫土砂の量を調整

廃棄物の種類及び量 (単位：万m³)

埋立場所名	一般廃棄物	産業廃棄物 災害廃棄物	陸上残土	浚渫土砂	計
泉大津沖埋立処分場	390	720	1,270	720	3,100
尼崎沖埋立処分場	220	290	700 (630)	390 (460)	1,600
神戸沖埋立処分場	730 (800)	470 (400)	300	0	1,500
大阪沖埋立処分場	840 (770)	280 (350)	280	0	1,400
合計	2,180	1,760	2,550 (2480)	1,110 (1180)	7,600

(注) ()内は変更前の数量

・ 自治体合併等による受入対象区域の変更

市町村合併、市制移行による修正を行う。
平成22年3月受入対象区域は168市町村となる。
従前計画区域内の自治体合併等となり、新たな区域追加はない。